

政策提案手続の流れ（明石市市民参画条例第19条）

- ◆政策提案手続は、市民が自発的に政策等の案を提案し、市長等がその案を検討し、その結果を提案代表者に通知するとともに、公表を行うものです。
- ◆政策提案手続は、単なる意見や要望ではなく、公共の福祉の増進の観点から、市全体の公益を考慮した提案がなされることを目的とした制度であるので、提案できる政策等の案を対象事項（条例第6条第2項各号に掲げる事項）に限定しています。
- ◆政策提案は、年齢満18歳以上の本市の区域内に住所を有する者の20人以上の連署をもって、提案代表者

